

日本国文部科学省とインド共和国青年スポーツ省との スポーツ分野における協力覚書

スポーツ分野におけるさらなる関係発展の恩恵を認識し、日本国文部科学省とインド共和国青年スポーツ省（以下「双方」という。）は、スポーツ分野における従来からの友好関係及び協力を推進し強化する意思に触発され、以下のとおり決定した。

第1項 目的

本協力覚書はスポーツ分野における双方間の協力プログラム、特に東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の準備につき、詳細な提案を相互互恵の原則に基づいて共に検討するための枠組みを提供する。

双方は、各々の政府のスポーツ関連組織間及び関連組織を通じた関係性と協力の進展並びに東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会へと繋がるスポーツ関連の共同作業及び共同プログラムを実施するための文書の作成を適宜奨励及び促進する努力をする。

第2項 協力の形式

協力の目的を達成するために、双方は以下のとおり、経験、技術、情報及び知見の交換を奨励並びに促進する。

- 選手及びチームのトレーニング並びに試合
- 指導者のトレーニング及び技術支援
- スポーツリーダー、スポーツ行政官、教授、専門家及びスポーツサポート要員の訪問
- スポーツ科学及びアンチ・ドーピングのプログラム
- 指導者教育、カリキュラムの改善、スポーツ教育、スポーツマネージメント、スポーツ施設の建設及び経営の分野におけるプログラム
- 会合、会議及びシンポジウムを通じた交流
- その他、本協力覚書の枠組み内で相互利益のために適切かつ必要と認められる分野及び事項

第3項 資金

本協力覚書の下で行われる、全ての協力活動及びプログラムのための財政的事項は、個別に、予算と資源の範囲において、双方の同意により決定される。

第4項 実施

双方は、会合、文書の取り交わし及びその他手段を通じて、本協力覚書の下での特別なプログラムの実施及び発展のための文書を作成する。一方は、自身の計画及びプログラムの実施を調整する責任を有する。こうした特別な調整は、協力、手続、知的財産の扱い、資金、及びその他事項を含む。

第5項 外務省との関係

本協力覚書の当事者である双方は、各々の国の外務省及び在外公館に、本協力覚書の署名及び進展について報告する。

第6項 修正

本協力覚書は書面による双方間の同意により、いつでも変更される。

第7項 紛争解決

本協力覚書の解釈又は実施において生ずる双方間のいかなる紛争も双方の協議及び交渉により友好的に解決される。

第8項 開始、継続及び終了

本協力覚書に基づく協力は、署名の日より開始する。本協力覚書は、当初2020年まで継続する。当該期間終了後は、双方の書面による同意により、引き続き4年間更新され得る。本協力覚書に基づく協力は一方が他方に6か月前までに、書面で通知することにより終了する。本覚書に基づく協力が終了した後、本協力覚書の下で作成された文書は、双方の意思に基づくことを前提として、それらの文書の下での活動が完了するまで変更されない。

本覚書は、双方に法的権利又は義務を課すものではなく、拘束力のある責任を負わせるものでもない。関連する適用法律に従って、全ての活動は平等、互惠主義及び相互利益に基づいて実施される。

以上の証拠として下名は、各政府から正当な委任を受けて、本協力覚書に署名した。

本協力覚書は2016年11月11日に、東京において、日本語、ヒンディー語及び英語で各2通署名され、全ての文書は同等の価値を有する。解釈に齟齬が生じた場合には、英語による文書による。

日本文部科学省のために

インド共和国青年スポーツ省のために



スポーツ庁長官

鈴木 大地



駐日インド共和国大使

スジャン・R・チノイ